

○国土交通省告示第千四百七十四号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項の規定に基づき、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年十二月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針の一部を改正する告示
新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号）の一部を次のように改正する。

Ⅱの2の二中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」に、「第二条第二項」を「第二条第二号」に、「移動円滑化」を「移動等円滑化」に改める。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日から施行する。